

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等に関する 意見募集について

I. 改正の目的

本会では、令和 5 年 12 月 13 日に公表された「資産運用立国実現プラン」及び金融審議会 市場制度ワーキング・グループなどからの提言内容である、「投資家への多様な投資機会の提供の促進等を目的としたオルタナティブ投資を行う外国籍投資信託の投資信託財産への組入れ」を可能とするため、投資対象とする外国籍投資信託などの要件や留意すべき事項について、自主規制委員会下の運用専門委員会において検討を行うとともに、金融庁などの関係者とも密接に意見交換を重ねてきたところである。

今般、これらの実現に当たり、必要な枠組みを整備するために「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正を実施することとし、併せて、「投資信託等の運用に関する委員会決議 4 及び 5 に定める留意事項」を制定することとする。

また、本件と同時並行して検討していたファンド・オブ・ファンズに係る規則の一部についても、併せて改正を行うこととする。

II. 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 6 年 6 月 7 日（金）より令和 6 年 7 月 8 日（月）（午後 5 時）まで

III. 主な改正の内容

（1）「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

イ) 上場投資信託を定める規定中に、金銭信託型の上場証券投資信託が含まれるよう規則を改めることとする。

（第 12 条第 4 項第 2 号の改正）

ロ) 公募のファンド・オブ・ファンズにおける要件において定められている開示に係る規定については、法定開示書類である交付目論見書及び運用報告書に係る規則において規定されている条文に統合するための所要の整備を行う。

（第 22 条第 1 項第 5 号の改正及び第 22 条第 4 項の削除）

ハ) 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券について、規則に掲げる要件に関わらず、委員会決議で指定する投資信託証券を組入れ対象とすることが出来る旨を定める。

（第 22 条第 2 項第 4 号の新設）

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

イ) 公募の投資信託財産又は公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる外国投資信託証券について、細則に掲げる要件に関わらず、委員会決議で指定する投資信託証券を組入れ対象とすることが出来る旨を定める。

(第3条第1項第2号ホの改正)

ロ) 上場投資信託を定める規定中に、金銭信託型の上場証券投資信託が含まれるよう規則を改めることとする。

(第8条第1項第2号の改正)

(3) 「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

規則及び細則が別に指定する投資信託証券について、その要件を定める。

(4及び5の新設)

(4) 「投資信託等の運用に関する委員会決議4及び5に定める留意事項」の制定

オルタナティブ投資を行う投資信託証券を組入れるに当たり、公募の投資信託財産又は公募のファンド・オブ・ファンズが遵守すべき事項を定める。

IV. 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和6年7月乃至9月開催予定の自主規制委員会・理事会において規則等の一部改正を附議することを目指す。

以 上